

奥 ぜ ぜ 号  
令和 5年12月27日

北海道知事 鈴木直道 殿

奥尻町長 新村 卓 実



計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和5年(2023年)12月21日付環境第939号にて照会のありました件について、(仮称)北海道檜山沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書に係る意見はありません。

環境生活部環境局環境政策課

- 6.1. - 4 収受

第584号

松 脱 炭 号  
令和6年1月9日

北海道知事 鈴木 直道 様

松前町長 石山 英雄

計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和5年12月21日付け環境第939号により照会のありましたこのことについて、下記のとおり回答いたします。

記

- 1 意見照会対照図書  
（仮称）北海道檜山沖洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書
- 2 意見  
別紙のとおり



担当：脱炭素推進課 脱炭素推進係  
係長 川内 隆靖  
Tel：0139-42-2275 内線210  
Mail：takayasu.kawauchi@town.matsumae.lg.jp

(別紙)

(仮称) 北海道檜山沖洋上風力発電事業の計画の趣旨並びに事業内容を検討の結果、下記の事項に対し適正な対応を望みます。

(1) 住民及び漁業者等への情報提供及び周辺環境の保全への配慮

当町は本事業計画における隣接する区域であることから、事業計画を進めるにあたっては、住民及び漁業者等へ積極的な情報提供と丁寧な説明を行い、十分な理解を得るとともに、地域特性や住民及び漁業者等の意見を踏まえ、最大限配慮した環境保全措置を講じるなど、必要に応じて追加的に調査、予測及び評価をするなど適切に対応していただきたい。

(2) 動植物の生息又は生育、植生及び生態系

当町の南東部の白神岬周辺は、北海道から本州への渡り鳥等のルート及び休息地であり、平成21年に(財)日本野鳥の会から「白神岬と天狗山、白神岳、それに続く後背地での風力発電風車建設に対する要望書」が当町あてに提出されています。

当該計画の事業実施想定区域は、同会からの要望区域ではないものの、鳥類及び生態系への影響には十分に留意していただきたい。

また、事業実施想定区域に隣接する当町の海域は、沿岸域から沖合海底域までが生物多様性の観点から重要度の高い海域とされている。

このようなことから、海洋及び陸上における動植物の生息又は生育、植生及び生態系への影響には十分に留意していただきたい。

(3) 交通への影響

当町から上ノ国町を経て江差町まで通じる国道228号線は、3町をつなぐ唯一の生活道路であるほか災害発生時には重要な役割を担うことから、資材運搬等で利用するにあたっては、交通への影響を及ぼすことのないように十分に留意していただきたい。

厚 政 策  
令和6年 1月10日

北海道知事 鈴木直道様

厚沢部町長 佐藤正秀

計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和5年（2023年）12月21日付け環境第939号で照会のありました標記の件について、意見等ない旨回答いたします。

（政策推進課政策推進係）



上総企第1813号  
令和6年1月11日

北海道知事 鈴木直道様

上ノ国町長 工藤昇

計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和5年（2023年）12月21日付け、環境第939号で照会のありました件について、（仮称）北海道檜山沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書に対する意見はありません。



総務課企画統計グループ  
課長補佐 柳原 智之  
0139-55-2311 内線 210

島 企 画 号  
令和6年1月18日

北海道知事 鈴木 直道 様

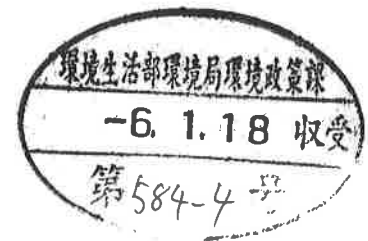
島牧村長 夏井 一充

計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和5年12月21日付け環境第939号で照会のありました標記の件について、下記のとおり回答します。

記

- (1) 事業計画を詳細にしていくに当たっては、地域住民及び関係団体に対し事業内容や事業が及ぼす影響について丁寧な説明を行い、十分な理解を得るとともに、地域の特性や地域住民等の意見を踏まえ、周辺環境の保全に最大限配慮すること。
- (2) 環境保全措置を検討するに当たっては、最新の知見や先行事例、専門家の助言を取り入れるとともに、必要に応じて追加的に調査、予測及び評価を実施するなど、適切に対応すること。



島牧村企画課  
担当：奥  
電話：0136-75-6212  
E-Mail：kikaku@vill.shimamaki.lg.jp

八熊商第 98 号  
令和 6年 1月15日

北海道知事 鈴木直道様

八雲町長 岩村克詔



計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和5年12月21日付け環境第939号で照会のありました標記の件について、次のとおり回答いたします。

記

1 意見照会対象図書

（仮称）北海道檜山沖洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書

2 意見

- （1）事業実施想定区域内における海洋生物の生息状況及び漁場の利用状況を把握し、海洋生物の生息環境や漁場への影響を十分に調査すること。
- （2）八雲町はオオワシ・オジロワシ・イヌワシ等の希少猛禽類の飛来・営巣が確認されている。また、これらの希少猛禽類に限らない鳥類への配慮も必要なことから、詳細な調査及び予測を行い、バードストライクなどの重大な環境影響の有無について評価すること。
- （3）近隣住民への騒音及び低周波音や風車の影による環境影響について、十分に調査すること。
- （4）各検討段階において、眺望景観への配慮をすること。
- （5）地域住民及び関係団体等に対して、事業計画や環境影響に関し、具体的かつ丁寧に説明し合意形成を図ること。特に、漁業者や漁業協同組合等関係団体に対しては、海洋生物の生息環境や漁場への影響、海域の利用など漁業活動に影響が及ぶものに関して、具体的かつ丁寧に説明し合意形成を図ること。
- （6）八雲町では、「風力発電に係るゾーニング」を策定しており、陸上区域を対象としたゾーニングではあるが、風力発電に対する町の考え方をまとめているので、十分に参考のうえ、計画を検討すること。

（八雲町熊石総合支所産業課商工観光労働係）

環境生活部環境局環境政策課

- 6. 1. 22 收受

第584-5号

江 総 務

令和6年1月26日

北海道知事 鈴木 直道 様

江差町長 照井 誉之介

計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和5年（2023年）12月21日付け環境第939号を以て照会のあった主題  
について、別紙のとおり回答致します。

総務課

担当：主幹 伊藤 公

電話：0139-52-6711（ダイヤルイン）

e-mail：[akira.ito@town.hiyama-esashi.lg.jp](mailto:akira.ito@town.hiyama-esashi.lg.jp)

環境生活部環境局環境政策課

- 6. 1. 26 収受

第 584-6 号



(別紙)

(仮称) 北海道檜山沖洋上風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する意見

本配慮書において、重大な影響のおそれのある計画段階配慮事項として、「騒音」、「風車の影」、「動物」、「植物」及び「景観」の5項目が選定されているが、それぞれの項目或いは事業計画全体を通じて懸念される事項について、下記のとおり意見を述べる。

## 1 全体的な事項

(1) 本事業は、総出力が 1,500,000 k w と大規模な洋上風力発電事業であり、また、単機出力においても、最大で 10,000~24,000 k w と国内でも最大規模の風力発電機を設置する計画であることから事業の実施にあたっては計画段階で想定し得ない環境影響が発生する可能性がある。

このため、今後の調査、予測及び評価にあたっては、最新の国内外の知見の収集に努め、専門家等から助言を得るなどし、その内容を踏まえ慎重かつ丁寧な環境影響評価を実施すること。

(2) 本事業の環境影響評価の実施にあたっては、地域住民や漁業者等に対し丁寧な説明を行い、十分なコミュニケーションを図るよう努めること。

(3) 今後の事業計画の検討にあたっては、工事着手後或いは施設稼働後において影響を受けるおそれのある環境要素について、影響の程度を必要に応じて調査及び予測し、その結果を総合的に評価し、事業の「位置・規模」及び「配置・構造」の決定に反映すること。

(4) 方法書以降の図書の作成にあたっては、専門的な表現を可能な限り用いず解説や図表を記載するなど、地域住民や関係者等にとって丁寧かつわかりやすい図書となるよう努めること。

## 2 個別的な事項

### (1) 騒音及び超低周波音

事業実施想定区域の周囲には、住宅や学校、病院及び福祉施設等が 8,569 件存在しており、配慮書においても騒音の影響について回避又は低減されているものと評価されているが、風力発電機の配置、機種等の検討にあたっては、住居等か

ら離隔することや低騒音の機種を選定するなど、生活環境への影響に十分配慮すること。

なお、超低周波音について、計画段階配慮事項として選定されていないが、生活環境に係る影響として、追加要素として調査、予測、評価されたい。

## (2) 風車の影

事業実施想定区域において、2.87 km範囲内には、配慮が特に必要な施設等が9,721戸存在していることから、可能な限り離隔を取るよう風車の配置を検討することや地形を考慮した日影図を作成し風車の影の影響範囲及び影響時間を定量的に予測されたい。

## (3) 動物

事業実施想定区域及びその周囲には、陸域では鳥獣保護区、IBA、マリーン IBA、KBA 及び海鳥コロニー、海域では「茂津多岬周辺」、「尾花岬周辺」、「松前半島南部」、「奥尻島」、「日本海・津軽海峡周辺海域」及び「渡島半島西部」が存在している。

コウモリ類、海洋や海上等を主な生息環境とする重要な種及び渡りを行う鳥類については、施設の存在及び稼働に伴うバードストライク、移動経路の阻害等の影響が生じる可能性があることから、調査にあたっては、十分な日数及び回数を設定すること。

また、海域に生息する動物の重要な種についても、地形改変及び施設の存在に伴い、生息環境の変化による影響が生じる可能性があることから、現地調査等により、必要に応じて環境保全措置の検討を行うこと。

## (4) 植物

事業実施想定区域周囲において、植物の重要な種は確認されていないが、藻場が分布しており、事業着手により藻場への影響が生じる可能性があることから、現地調査等により、海域に生育する植物の状況の把握に努め、風力発電機の基礎構造及び配置に基づいた予測及び評価を行い、必要に応じて環境保全措置の検討を行うこと。

## (5) 景観

事業実施想定区域の周囲は、景観法に基づく景観計画区域に指定されており、特に本町は、北海道初となる日本遺産認定の町として、また、日本で最も美しい村連合加盟自治体として、日本海に沈む夕日などの原風景を大切にしている。

このため、事業計画の検討にあたっては、フォトモンタージュや3D表現モデル等を使用した風力発電機の視認状況の確認のほか、かもめ島周辺の眺望点については、景観評価方法に関する知見等、最新の知見を踏まえた影響予測・評価を実施し、影響の程度に応じて風力発電機の配置や高さ、規模等について十分な配慮を行うこと。

なお、調査にあたっては、近景、中景及び遠景について適切な調査地点を選定し、調査、予測、評価を行い、その結果について、行政や関係機関、住民に対して説明を行うこと。

#### (6) その他

江差港は、地方港湾として入港船舶及び海上入出貨物の拠点である。

また、江差・奥尻間の定期航路でもあることから、今後の事業計画の検討にあたっては、漁業関係者はもとより港湾利用関係者との十分な協議を行うこと。

特に、限られた漁場で多種多様な漁を行っている漁業関係者とは、風力発電機の配置場所や海底ケーブルの敷設の在り方など十分な協議を行うこと。

乙 町 資  
令和 6 年 1 月 31 日

北海道知事 鈴木直道様

乙部町長 寺島 努

計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和5年12月21日付け環境第939号で照会のありました、（仮称）北海道檜山沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書に係る意見について、下記のとおり回答します。

記

1 総括事項

- (1) 本事業の実施において、重大な環境影響を回避又は十分に低減することができることの根拠を示すことが出来ない場合は、事業規模の縮小などの事業計画の見直しを行うこと。
- (2) 本事業では、国内でも例のない大規模な発電施設の整備を計画していることから、想定し得ない環境影響が発生する可能性も念頭に適切な調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 方法書以降の環境評価手続きについて、地域住民に対する説明を十分かつ丁寧に行うとともに、図書作成に当たっては、専門的な表現を可能な限り用いず、地域住民が理解しやすい内容となるよう努めること。

2 個別事項

- (1) 工事用資材等の搬出入、建設機械の稼働及び造成等の施行による一時的な影響については、方法書以降の手続きにおいて予測及び評価をすることとしているが、海底ケーブル敷設に伴う地形改変、電磁場や熱の発生、工事中の水の濁りの発生等、環境影響についても適切な調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 騒音、低周波及び風車の影による環境影響について、適切な調査、予測及び評価を行い、環境影響が生じる場合は、発電施設を住居等から離隔するなど、環境影響の回避を行うこと。
- (3) 本配慮書で計画されている発電施設については、国内でも例のない大規模な発電施設であることから、環境影響評価項目の選定については、過去の例や文献にとらわれることなく慎重な選定を行うこと。



- (4) 本配慮書において、環境影響を受ける範囲であると想定される区域は、日本海を望む豊かな自然景観に恵まれており、観光資源としても地域経済にとって大きな存在となっている。本事業の実施により眺望景観に重大な影響を及ぼすことは明らかであることから、関係機関へ聞き取りを行うことにより、主要な眺望点等の抽出を的確に行うとともに、垂直視野角のみならず、眺望景観の遮へい、障害の有無等適切な調査、予測及び評価を行い、景観への影響の回避を行うこと。

(町民課資源環境係)

今未創第11号  
令和6年1月29日

北海道知事 鈴木直道 様

今金町長 中島光弘

計画段階環境配慮書に係る意見について（回答）

令和5年12月21日付け環境第939号にて照会のありました標記について、下記のとおり回答しますので、お取り計らい方お願いします。

記

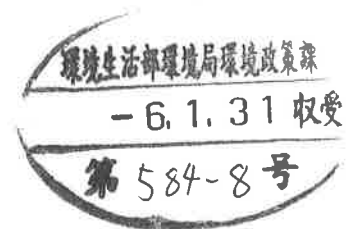
- 1 意見照会対象図書  
（仮称）北海道檜山沖洋上風力発電事業計画段階環境配慮書
- 2 意見  
特になし

今金町未来創生推進室

TEL：0137-82-0111

FAX：0137-82-2492

メール：imk-mirai@town.imakane.lg.jp



せ町3060002号  
令和6年 1月31日

北海道知事 鈴木直道 様

北海道せたな町長 高橋 貞 光



「(仮称)北海道檜山沖洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書」に係るせたな町としての意見について (回答)

令和5年12月21日付、環境第939号にて意見を求められていた「(仮称)北海道檜山沖洋上風力発電事業 計画段階環境配慮書」について、配慮書に記載された計画段階配慮事項及び調査、予測、評価の手法については概ね妥当であると判断いたします。

(町民児童課環境衛生係)

環境生活部環境局環境政策課

- 6.2. - 5 収受

第 584-9 号